

在留邦人の皆様へ

2016年6月1日

大使館からのお知らせ

(ナイジェリアにおけるラッサ熱の発生状況)

ラッサ熱は、ラッサウイルスによる感染症で、中央及び西アフリカを中心に毎年多くの感染者が発生しています。ウイルスの保有宿主とされるマストミス（ネズミの一種）から排泄された糞や尿に汚染された食品の摂取、食器の使用や、ホコリを吸い込むことによって感染します。ラッサ熱に有効なワクチンはなく、感染者の約20%が重症のラッサ熱を発症すると推定されているため、流行地域へ渡航・滞在される方は、十分ご注意ください。

1. ラッサ熱の発生状況

(1) 世界保健機関（WHO）の発表によれば、ナイジェリアでは、2015年8月から2016年5月17日までの間に、23の州にまたがり、疑い例を含む273例のラッサ熱の発生報告があり（うち、死亡149例）、このうち、165例について感染が確定しています（うち、死亡89例）。感染確定者には医療従事者10名が含まれ（うち、死亡2名）、4名は院内感染であることが報告されています。

5月17日現在、8の州で感染例（疑い例、可能性の高い例、確定例を含む）が報告されており、248例について接触歴の追跡調査が行われています。

(2) ナイジェリアへの渡航・滞在を予定している方は、在ナイジェリア日本国大使館等から最新の情報を入手するとともに、以下2.(4)の予防方法を参考に感染予防に努め、十分注意してください。

(3) なお、ナイジェリアに隣接するベナンでは、1月3日から4月10日までに54例の感染が報告され（うち、死亡28例）、このうち、16例について検査の結果ラッサ熱であることが確定しました。ベナン保健省は、2016年1月28日に「ラッサ熱流行宣言」を発表しましたが、4月10日以降42日間にわたり新規感染者の発生がない状態が継続したことから、5月23日、流行終息を宣言しました。

2. ラッサ熱について

(1) 感染源

ラッサ熱は、ラッサウイルスの感染により引き起こされるウイルス性出血熱の1つであり、ナイジェリアを始めとして西アフリカー帯に見られます。マストミスというネズミの尿や糞に汚染された食物に接触したり、ホコリを吸い込むことでヒトに感染します。また、感染者の血液や体液への直接接触や性行為を介することでヒトからヒトへ感染します。医療衛生環境が十分でない所では、汚染注射器の使い回しなどにより院内感染も多く発生しています。

(2) 症状

感染者の約80%が軽症の、約20%が重症のラッサ熱を発症すると推定されています。全体の死亡率は約1%、入院が必要な症例での死亡率は約15～20%とされています。潜伏期間は、5日から21日で、多くは発熱や倦怠感で発症し、筋肉痛、腹痛、嘔吐、下痢などの症状が現れます。また、重症化すると全身の出血をきたし、死に至ることがあります。

(3) 治療方法

現在、ラッサ熱に対して有効なワクチンはなく、対症療法が行われます。C型肝炎の治療薬として用いられる抗ウイルス薬のリバビリンを、発症後早期に投与することで効果があるとされています。

(4) 予防方法

ラッサ熱の予防のためには、食料の保管方法やゴミの廃棄場所に気をつけて、ネズミを家に寄せ付けないようにすることが重要です。また、ラッサ熱の流行が見られる地域において、医療機関を受診する際には、ラッサ熱のような症状がある方との接触を極力避けるよう心がけてください。

厚生労働省検疫所及び国立感染症研究所ホームページもご参照ください。

○参考情報：

国立感染症研究所

http://idsc.nih.gov/idwr/kansen/k02_g2/k02_35/k02_35.html

厚生労働省検疫所

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name51.html>

3. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。在留届は、「在留届電子届出システム

(ORRnet)」サイトから提出が可能です。また、「在留届」用紙による提出（持参、FAX、郵送）も可能です。「在留届」用紙での提出は、必要事項を記入の上、お近くの在外公館に直接提出してください。詳細は以下を参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受け取れるよう、「たびレジ」に登録してください。詳細は以下を参照ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#>

(問い合わせ先)

- 外務省領事局政策課（海外医療情報）
住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1
電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367
住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1
- 外務省領事サービスセンター（海外安全担当）
住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1
電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903
- 外務省 海外安全ホームページ：
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

- 在ナイジェリア日本国大使館
住所：No.9, Bobo Street (off Gana Street), Maitama, Abuja,
Nigeria (P.M.B. 5070 WUSE)
電話：(市外局番 09) 461-2713, 2714, 3289, 3290
国外からは(国番号 234) 9-461-2713, 2714, 3289, 3290
ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>